

News Letter

税 理 士 法 人 イ デ ア コ ン サ ル テ ィ ン グ

{Contents}

1 Prologue
プロローグ2 3 Information
2 種類の生前贈与4 New Topics
熱中症対策義務4 Message
代表からのあいさつ

令和7年6月1日、労働安全衛生規則の改正により、事業者には熱中症の重篤化を防止するための「体制の整備」「対応手順の作成」「関係者への周知」が義務付けられました。本記事では、今回の法改正の背景と具体的な対策内容についてご紹介いたします。

熱中症による労働災害の発生状況

令和6年における職場での熱中症による死者数は30人にのぼり、令和4年および5年に続いて3年連続で30人を超えています。熱中症は他の労働災害と比較して、死亡に至る割合が5~6	倍と非常に高く、特に危険性の高い災害です。加えて、死者の約7割が屋外作業に従事していたことから、今後の気候変動の影響を受けて、さらなる対策の強化が求められています。
--	--

こうした状況を受け、厚生労働省は令和2年から令和5年にかけて発生した熱中症による死亡災害103件を分析しました。その結果、以下の傾向が明らかになりました。

1 103件中100件が「初期症状の放置・対応の遅れ」により死亡災害に至っていた

2 その主な要因は、「症状が重篤化してから発見される（発見の遅れ）」および「医療機関への搬送遅れなどの対応不備」であること

労働安全衛生規則の改正内容

今後の熱中症対策として熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防ぐため、下記図の内容が事業者には義務付けられました。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業が対象

「熱中症の自覚症状がある作業中」や「熱中症のおそれがある作業中を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業中への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用等の活用や定期連絡などにより、症状がある作業中を積極的に把握するように努めましょう

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順の作成及び関係作業中への周知(①②を参考例として)

特に、熱中症の症状の悪化を防ぐために必要な実施手順については厚生労働省が発表しているフローを参考に、事業場ごとに業務実態に合わせて定めておくことが必要です。右記に加えて、症状の早期発見手順や緊急時の連絡体制を対応フローに落とし込んでおくことが求められます。

熱中症は、重症化すると命に関わる重大な健康被害を引き起こす恐れがありますが、適切な予防措置を講じることで、多くの場合は発症を防ぐことが可能です。そのため、軽視せず、計画的かつ継続的な対策を講じることが重要です。



二〇二五年施行の熱中症対策義務とは

命を守る職場づくりへ

代表からのあいさつ

伊東 大介 いとうだいすけ
49歳 血液型O型出身/神奈川県横浜市
趣味/仕事・お酒・読書・ダイエット好きな言葉/ピンチはチャンス、チャンスはチャンス
好きな食べ物/麻婆豆腐・みそラーメン仕事におけるモットー/スピード・スピード・スピード
お客様に一言/お客様の立場にたってサポートします!!

いつもお読みいただきどうもありがとうございます。
アイデアコンサルティングの伊東です。
今年もあっという間に半年を過ぎましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか？
私事で恐縮ですが、今年で50歳を迎えるのも何かの縁か、日頃の不摂生もあり、今まで頑張ってくれていた身体の色々な部分が音を上げてしまい、病院にお世話になる毎日です。

病は気からとは言いますが、身体の調子が悪いと気持ちも落ち込むわけで、思考もなかなか前向きとならずに、今更ながら健康あつてのものだなと思っております。ただ、これを好機と捉えて、今年の後半ではしっかりと身体を治して、来年に繋げられるように準備していきたいと思います。私と同年代の皆様におかれましても、あまり無理をせずに身体を労わりながら、長く働けるように頑張っていきたいと思います!!

梅雨も明けて夏本番となり、もうすっかり定着してしまった「酷暑」の季節がやってまいりました。

夏バテしないように食事をしっかりと食べる、クーラーを活用するなど

上手に乗り切っていきたいですね。今回は生前贈与に関するトピックについてご紹介いたします。

I N F O R M A T I O N

生前贈与とは

生前贈与とはご本人が亡くなる前に財産を贈与することを言います。計画的に贈与することで将来のお子様やお孫様の贈与税や相続税の負担の軽減や、遺産分割のトラブルを防止する効果が期待できます。ただし、単に贈与を行えば良いというものではなく、制度の仕組みを理解せずに使い方を誤るとかえって税負担が増えてしまう可能性もあるため、制度の正確な理解と適切な活用が重要です。

相続時精算課税制度について新設された
年間110万円の基礎控除

令和6年の税制改正により、暦年贈与とは別に年間110万円の基礎控除が新設されました。この110万円分については、将来の相続税申告の際にも課税対象とならない扱いです。一般的には贈与税よりも相続税の方が基礎控除の金額が大きく優遇規定も多いことから、相続税の方が贈与税より税負担が少なくなると言われているため、この規定をうまく使っていきたいですね。

生前贈与
大きく2つの方法があります。

暦年贈与(通常の贈与)

特別な届出を出さずに贈与を行う方法で、年間110万円まで贈与税がかからないといわれるものです。

相続時精算課税制度(要件ありの贈与)

一定の親族間で行われる財産の贈与に適用することができる制度で、累計2500万円までの財産の贈与は非課税(以下では「特別控除」とします)となり、それを超える部分に対し一律20%の贈与税が課税されます。贈与者が亡くなった時点で、過去に贈与された財産は相続財産として相続税の対象となりますが、すでに支払った贈与税は相続税から差し引かれ、過払い分は還付されます。贈与と相続を一体として捉え最終的には相続税として精算するという趣旨の制度となります。

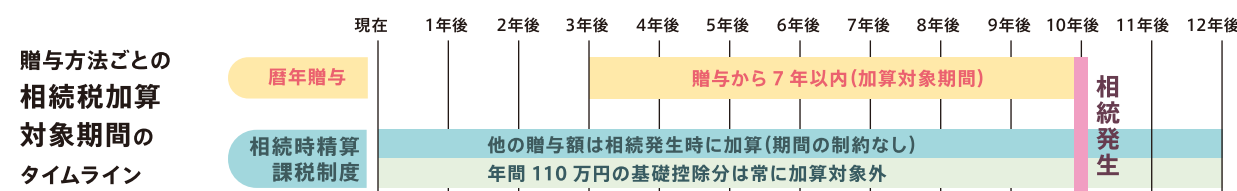
10年間、毎年110万円ずつ財産を贈与するケースで考えよう。

暦年贈与の場合

令和6年の改正により、贈与者が亡くなった日前7年以内の贈与財産については、たとえ基礎控除(110万円)以下であっても「相続財産」として扱われ、相続税が課税されることになりました。仮のケースの場合、贈与時に110万円の基礎控除が使えますが相続時精算課税制度の時とは異なり、相続財産として扱われる際にはこの基礎控除金額分を遡ってカウントされます。そのため贈与者が亡くなるタイミングによっては最大770万円が相続税の課税対象となる可能性があります。

相続時精算課税制度を活用した場合

毎年の110万円について新設された基礎控除を活用すれば、贈与税はかかりません。さらに、贈与者が亡くなった際にも新設された110万円の基礎控除の規定により贈与された財産の1,100万円は相続税の課税対象外となります。



このように、相続時精算課税制度を活用した方が有利となるケースもあることから、制度の選択が重要です。

相続時精算課税制度を活用するかどうかは受贈者(贈与により財産を取得する人)が贈与者ごとに選択をできるため柔軟に使い分けることが可能です。

相続時精算課税制度の注意点とデメリットについて。

- 相続時精算課税制度を選択してしまうと撤回ができない
- 初回の贈与時に届け出が必要(手間がかかる)
- 贈与した財産も贈与者が亡くなったタイミングで相続財産としてカウントされるため、相続税の基礎控除(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を超える可能性がある
- 小規模宅地等の特例を受けられる土地を贈与した場合、同特例の適用を受けられない

相続時精算課税制度を選んだ方がいいケース

- 生前にまとまった財産を移したい場合
- 財産が相続税の基礎控除以内に収まる場合
- 配偶者軽減等の他の相続税の優遇規定の適用が受けられる見込みである場合

相続時精算課税の基礎控除等の新制度開始後、初めてとなる令和6年分の贈与税の申告状況

	申告人員	納税人員	申告税額
暦年贈与	39.7 万人(14.0%減)	32.7 万人(11.8%減)	3,274 億円(9.7%増)
相続時精算課税	7.8 万人(59.2%増)	0.6 万人(24.6%増)	661 億円(17.5%増)
合計	47.4 万人(7.0%減)	33.3 万人(11.4%減)	3935 億円(10.9%増)

もっとも顕著な変化は、暦年課税の利用者が大幅に減少し、代わりに相続時精算課税の利用者が急増している点です。相続時精算課税を適用した申告人員は7.8万人で、令和5年分より59.2%も増加しました。納税人員も0.6万人で24.6%増

加しており、新制度によって相続時精算課税がより多くの人に選択されるようになったことが明確に示されています。これは、相続時精算課税に年間110万円の基礎控除が創設されたことが大きな要因と考えられます。

まとめ

以上のように、生前贈与は適切に活用すれば相続対策として非常に有効な手段となりますが、制度の選択や手続きには注意が必要です。特に相続時精算課税制度は、一度選択すると変更ができないため、ご自身の資産状況や将来設計に基づいた慎重な判断が求められます。令和6年の法改正により

相続時精算課税制度の活用の幅は広がりましたが、その一方で新たな制度上の留意点も生じています。暦年贈与との違いや、制度選択によるメリット・デメリットをしっかりと理解し、ご家族とも相談の上、最適な相続対策を進めていくことが大切となります。何かありましたら担当者までご相談ください！